# 畜産環境整備機構保証保険要領（間接リース）

平成１７年８月３０日１７環機第７３５号　制　定
平成２１年３月３０日２１環機第２４１号　改　正
平成２２年７月　８日２２環機第６１５号 改　正

## 第１　目　的

この要領は、財団法人畜産環境整備機構（以下「機構」という。）の畜産高度化支援リース事業実施要領（平成２２年５月２８日２２環機４４８号）（以下「実施要領」という。）に定める畜産環境整備リース事業（通常・間接リース）、食肉販売等合理化施設整備リース事業（以下「通常・間接リース」という。）並びにたい肥調整・保管施設リース事業（補助・間接リース）、畜産経営生産性向上支援リース事業（補助・間接リース）及びその他機構が定める補助付き間接リース事業（以下「補助・間接リース」という。）において、借受者が加入しなければならない畜産環境整備機構保証保険（以下「保険」という。）について、その内容及び手続等を定める。

## 第２　用語

この要領で使用する用語は、特に定める場合を除き、実施要領の定めるところによる。

## 第３　保険の内容

１　保険の趣旨

この保険は、機構が実施するリース事業における借受者の最終転貸借受団体（借受者に対し貸付施設等を転貸した者をいう。以下同じ。）に対する実施要領の規定に基づく精算額及び当該精算額に係る違約金の支払債務の履行を保証するため、借受者が当該最終転貸借受団体を被保険者（保険金受取人）として加入する保険とする。

２　包括契約の締結及び保険の加入申込み

１）機構は、保険の実施に当たり、保険会社と畜産環境整備機構保証保険包括契約（以下「包括契約」という。）を締結するものとする。

２）機構は、借受者から保険加入申込みの委任を受けて、保険会社に保険の加入申込みを行うものとする。

なお、借受者が作成する委任状（別紙様式第１号）は、貸付契約（再貸付契約、再々貸付契約及び再々々貸付契約を含む。以下同じ。）締結時に最終転貸借受団体、転貸借受団体及び借受団体（以下「転貸借受団体等」という。）を経由して機構に提出するものとする。

３）借受者は、５の１）に規定する保険適用期間中は、２）の委任を解除することができないものとする。

３　保証額

保険の保証額は、借受者の債務不履行等により保険事故につながる事態となった時点（貸付契約の解約時）において計算される当該借受者の１に掲げる債務の額とする。

ただし、補助・間接リースの適用を受ける貸付け（以下「補助リース」という。）にあっては、４の３）の（１）のイの（ア）及び（２）のイの（ア）の貸付期間経過相当額を控除した補助金並びに補助金に係る消費税相当額を含むものとする。

４　保険料の納入方法、料率及び納入額

１）保険料の料率は、別に定めるものとし、機構と保険会社が協議して変更することができるものとする。

２）保険料は、借受者が負担するものとし、定められた納入期限までに転貸借受団体等を経由して機構に納入するものとする。

なお、借受者以外の者が保険料を負担することは妨げない。

３）保険料の納入額の計算方法及び納入期限は、通常リース（通常・間接リースの適用を受ける貸付けをいう。以下同じ。）及び補助リースごとに次のとおりとする。

（１）年１回払いにより貸付料・保険料を納入する場合

ア　通常リース

（ア）第１回の納入額の算定方法及び納入期限

ａ　納入額　次の（ａ）及び（ｂ）の算式により算定された額の合計額

（ａ）［（取得価額＋貸付決定時の料率により算定される附加貸付料＋消費税相当額）×当該年度の保険料率 ］×４／１２

（ｂ）（取得価額－納入済基本貸付料＋貸付決定時の料率により算定される附加貸付料＋消費税相当額）×当該年度の保険料率

（注）１　消費税相当額の消費税には地方消費税を含む。以下同じ。

２　算定した額に１０円未満の端数が生じた場合には、１０円未満を四捨五入して得た額。以下同じ。

ｂ　納入期限　第１回の貸付料の納入期限の日

（イ）第２回から最終回の前々回までの納入額の算定方法及び納入期限

ａ　納入額　（ア）のａの（ｂ）の算式により算定された額

ｂ　納入期限　第２回から最終回の前々回までの貸付料のそれぞれの納入期限の日

（ウ）最終回の前回の納入額の算定方法及び納入期限

ａ　納入額　次の算式により算定された額

［（取得価額－納入済基本貸付料＋貸付決定時の料率により算定される附加貸付料＋消費税相当額）×当該年度の保険料率 ］×８／１２

ｂ　納入期限　最終回の前回の貸付料の納入期限の日

（エ）最終回の納入額の算定方法及び納入期限

ａ　納入額　次の算式により算定された額

［（取得価額－納入済基本貸付料＋消費税相当額）×当該年度の保険料率 ］×３／１２

ｂ　納入期限　最終回の貸付料の納入期限の日

イ　補助リース

（ア）納入額の算定方法

精算額を計算する場合の基礎となる額については、実施要領の規定により機構が別に定める額が適用されることから、保険料を計算する場合は、アの（ア）の通常リースの算式において、次のとおり保険料率を乗じる前に補助金（補助リースに係る補助金をいう。以下同じ。）の額（貸付期間経過相当額を控除した額）及び補助金に係る消費税相当額を加算し、その上で保険料率を乗じて算出するものとする。

〔（取得価額－納入済基本貸付料＋貸付決定時の料率により算定される附加貸付料＋消費税相当額）＋（補助金(貸付期間経過相当額を控除した額）＋補助金に係る消費税相当額）〕×当該年度の保険料率

（イ）納入期限

通常リースと同様とする。

（２）年４回払いにより貸付料・保険料を納入する場合

ア　通常リース

（ア）第１回の納入額の算定方法及び納入期限

ａ　納入額　次の（ａ）及び（ｂ）の算式により算定された額の合計額

（ａ）［（取得価額＋貸付決定時の料率により算定される附加貸付料＋消費税相当額）×当該年度の保険料率 ］×３／１２

（ｂ）［（取得価額－納入済基本貸付料＋貸付決定時の料率により算定される附加貸付料＋消費税相当額）×当該年度の保険料率 ］×３/１２

b　納入期限　第１回の貸付料の納入期限の日

（イ）第２回から最終回の前回までの納入額の算定方法及び納入期限

a　納入額　（ア）のａの（ｂ）の算式により算定された額

b　納入期限　第２回から最終回の前回までの貸付料のそれぞれの納入期限の日

（ウ）最終回の納入額の算定方法及び納入期限

a　納入額　次の算式により算定された額

［（取得価額－納入済基本貸付料＋消費税相当額）×当該年度の保険料率 ］×３／１２

b　納入期限　最終回の貸付料の納入期限の日

イ　補助リース

（ア）納入額の算定方法

精算額を計算する場合の基礎となる額については、実施要領の規定により機構が別に定める額が適用されることから、保険料を計算する場合は、アの（ア）の通常リースの算式において、次のとおり保険料率を乗じる前に補助金（補助リースに係る補助金をいう。以下同じ。）の額（貸付期間経過相当額を控除した額）及び補助金に係る消費税相当額を加算し、その上で保険料率を乗じて算出するものとする。

〔（取得価額－納入済基本貸付料＋貸付決定時の料率により算定される附加貸付料＋消費税相当額）＋（補助金(貸付期間経過相当額を控除した額）＋補助金に係る消費税相当額）〕×当該年度の保険料率

（イ）納入期限

通常リースと同様とする。

５　保険の責任

１）貸付施設等に係る保険は、当該貸付施設等の貸付開始の日から譲渡代金の納入期限までの間、適用されるものとする。

２）保険の対象となる期間（以下「保険対象期間」という。）は、次のとおりとする。

（１）年１回払いにより貸付料・保険料を納入する場合

ア　貸付開始日から第１回貸付料納入期限が属する月の末日までの期間

イ　第１回貸付料納入期限の翌月の初日から第２回貸付料納入期限が属する月の末日までの期間

ウ　イに定める期間以降、最終回の前回貸付料納入期限までは毎年度、貸付料納入期限の翌月の初日から翌年度の貸付料納入期限が属する月の末日までの期間

エ　最終回の前回貸付料納入期限の翌月の初日から最終回貸付料納入期限が属する月の末日までの期間

オ　最終回貸付料納入期限の翌月の初日から譲渡代金の納入期限までの期間

（２）年４回払いにより貸付料・保険料を納入する場合

ア　貸付開始日から第１回貸付料納入期限が属する月の末日までの期間

イ　第１回貸付料納入期限の翌月の初日から第２回貸付料納入期限が属する月の末日までの期間

ウ　イに定める期間以降、最終回の納入期限までは、前回貸付料納入期限の翌月の初日から次回の貸付料納入期限が属する月の末日までの期間

エ　最終回貸付料納入期限の翌月の初日から譲渡代金の納入期限までの期間

３）保険の責任は、２）の保険対象期間に係る４の３）の保険料を支払うことにより次のときから始まるものとする。

（１）年１回払いにより貸付料・保険料を納入する場合

ア　２）の（１）のアの場合は、貸付開始日

イ　２）の（１）のイの場合は、第１回貸付料納入期限の翌月の初日

ウ　２）の（１）のウの場合は、毎年度、前回貸付料納入期限の翌月の初日

エ　２）の（１）のエの場合は、最終回の前回貸付料納入期限の翌月の初日

オ　２）の（１）のオの場合は、最終回貸付料納入期限の翌月の初日

（２）年４回払いにより貸付料・保険料を納入する場合

ア　２）の（２）のアの場合は、貸付開始日

イ　２）の（２）のイの場合は、第１回貸付料納入期限の翌月の初日

ウ　２）の（２）のウの場合は、前回貸付料納入期限の翌月の初日

エ　２）の（２）のエの場合は、最終回貸付料納入期限の翌月の初日

４）保険の責任は、次のいずれかのときに終わるものとする。

ア　借受者が貸付料を納入期限までに納入したとき

イ　借受者が実施要領の規定に基づく買取請求に対し精算額及び当該精算額に係る違約金を納入したとき

ウ　機構が保険会社から１に掲げる債務に係る保険金を受領したとき

６　借受者の責任

１）借受者は、８の免責事項に該当することにより機構が保険金を受領できなかった場合は、受領できなかった保険金相当額のうち機構が損害を被ったとして請求した額を機構へ弁済しなければならない。

２）借受者は、機構が補助リースに係る貸付契約を解約した場合であって、借受者の責に帰すべき事由により補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）の適用を受けて補助金の返還を求めた場合は、当該貸付契約に係る補助金の額から保険会社より機構が受け取った保険金の中に含まれる補助金部分相当額を控除した額を機構に返還しなければならない。

７　転貸借受団体等の責任

１）借受団体及び転貸借受団体は、借受者が第４の２の状態に至ったときは遅滞なく、その旨を機構へ報告しなければならない。報告を怠り、機構に対して損害を与えた場合は、その損害額を弁済しなければならない。

２）転貸借受団体等は、次に掲げる事実が発生し又は発生する恐れがあることを知ったときは、遅滞なくその旨を機構へ報告しなければならない。報告を怠り、機構に対して損害を与えた場合は、転貸借受団体等はその損害額を弁済しなければならない。

ア　重複保険契約が締結されているか又は締結されようとしているとき

イ　保険契約内容及び保険金支払いに重大な変更又は影響を及ぼす事態が生じたとき

３）転貸借受団体等は、保険事故が発生したときは、次の事項について機構に協力するものとする。

ア　機構が保険事故について説明若しくは証明を求めたとき

イ　機構が保険事故発生の事実又は損害額を確認するために転貸借受団体等及び借受者の帳簿その他の書類について調査するとき

ウ　機構が被る損害の防止若しくは軽減のために必要な措置をとるとき

４）転貸借受団体等は、８の免責事項に該当することにより機構が保険金を受領できなかった場合は、受領できなかった保険金相当額のうち、機構が損害を被ったとして請求した額を、借受者と連帯して機構に弁済しなければならない。

５）転貸借受団体等は、機構が補助リースに係る貸付契約を解約した場合であって、借受者の責に帰すべき事由により適正化法の適用を受けて補助金の返還を求めた場合は、当該貸付契約に係る補助金の額から保険会社より機構が受け取った保険金の中に含まれる補助金部分相当額を控除した額を借受者と連帯して機構に返還しなければならない。

８　保険の免責事項

包括契約に基づく保険金の受取人である最終転貸借受団体が保険会社から保険金を受領することができない場合は、次のとおりとする。

１）保険料を支払っていない場合

２）債務不履行の事由が、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変又は暴動、地震、噴火、津波、洪水、高潮、台風、核燃料物質等に

よる放射性・爆発性その他の有害な特性の作用又はこれらの特性に起因する事故

３）最終転貸借受団体及び借受者又はその者の法定代理人（借受者が法人である場合は、その法人の理事又は取締役等）の故意又は重大な過失によって生じた損害

９　保険金支払請求権及び保険金受領権

１）包括契約に基づく保険金の受取人である最終転貸借受団体は、保険金の支払請求権及び受領権を借受団体に委任（最終転貸借受団体と借受団体との間に転貸借受団体が存在する場合は、最終転貸借受団体は当該転貸借受団体に委任し、当該転貸借受団体は借受団体に委任）するものとする。

２）借受団体は、１）により委任を受けた権利を機構に委任するものとする。

３）機構は、２）により委任を受けた権利に基づき、保険会社から直接、保険金の支払を受けることができるものとする。

４）最終転貸借受団体が作成する委任状（別紙様式第２号－１）は貸付契約締結時に借受団体を経て（最終転貸借受団体と借受団体との間に転貸借受団体がある場合は、最終転貸借受団体は当該転貸借受団体を経て、当該転貸借受団体は借受団体を経て）、借受団体が作成する委任状（別紙様式第２号－　２）は貸付契約締結時に直接、機構に提出するものとする。

５）転貸借受団体等は、５の１）に規定する保険適用期間中は、１）及び２）の委任を解除できないものとする。

第４　保険事故と確定する手続

１　最終転貸借受団体は、借受者が貸付料の納入を怠ったときは、次の措置をとるものとする。

１）貸付料の納入期限までに貸付料が納入されないときは、当該借受者に対して督促を行う。

２）１）の督促にもかかわらず、納入期限から２月を経過しても貸付料が納入されないときは、当該借受者に対して配達証明付き内容証明郵便により督促状を送付するとともに、その写しを添付のうえ、貸付料納入遅延報告書（別紙様式第３号－１）により転貸借受団体及び借受団体を経由して機構に報告する。

３）２）の督促にもかかわらず、納入期限から３月を経過しても貸付料が納入されないときは直ちに、借受者との貸付契約書の写しを添付のうえ、貸付料納入遅延報告書（別紙様式第３号－２）により転貸借受団体及び借受団体を経由して機構に報告する。

２　最終転貸借受団体は、借受者が次の事態に至ったときは、借受者との貸付契約書の写しを添付のうえ、畜産環境整備機構保証保険に係る報告書（別紙様式第３号－３）により転貸借受団体及び借受団体を経由して機構に報告する。

この場合、１）については直ちに、２）については機構が保険の手続きを進めることについて保険会社から了承を得た後に機構に報告するものとする。

１）破産・民事再生・会社更生・強制換価・会社整理・特別清算の手続開始の申立が行われたとき、取引金融機関・手形交換所の取引停止処分を受けたとき又は仮差押命令・保全差押通知が発せられたとき

２）廃業（離農）、債務超過又は債務不履行となったとき

３　機構は、最終転貸借受団体から１の３）又は２の報告を受けたときは、実施要領により貸付契約を解約のうえ、精算額により買取請求を行うとともに、保険会社に対して事態発生報告を行うものとし､借受者が納入期限までに当該精算額の支払債務を履行しなかったときは、これを保険事故とする。

第５　保険金の支払請求

機構は、第４の３の保険事故をもって、保険会社に対して事故発生報告及び保険金の支払請求を行うものとする。

第６　債権の譲渡と求償権の取得

１　最終転貸借受団体は、機構が保険金を受領した後、その受領した保険金の額を限度として、借受者に対する最終転貸借受団体の債権（以下「債権」という。）を借受団体に譲渡（最終転貸借受団体と借受団体との間に転貸借受団体が存在する場合は、最終転貸借受団体が転貸借受団体に譲渡し、当該転貸借受団体が借受団体に譲渡）し、借受団体は当該債権を機構に譲渡するものとする。

２　機構は、保険会社から保険金を受領した後、その受領した保険金の額を限度として、かつ、最終転貸借受団体の権利を害さない範囲内で、当該債権を保険会社に譲渡するものとする。

３　保険会社は、機構に対して保険金を支払い、かつ、前項の債権の譲渡を受けた後、借受者に対する求償権を取得するものとする。

第７　貸付施設等の引渡し

機構は、保険金の受領をもって、借受者が実施要領の規定に基づき精算額で買い取ったものとみなし、転貸借受団体等を経て借受者に当該貸付施設等の所有権が引き渡されたものとする。

第８　転貸借受団体等への通知

１　機構は、保険金を受領したときは直ちに、借受団体にその旨を通知し、借受団体は転貸借受団体及び最終転貸借受団体にその旨通知するものとする。

２　転貸借受団体等及び機構は、第６により債権の譲渡を行ったときはそれぞれ直ちに、その内容を借受者に通知するものとする。

３　実施要領により貸付契約の解約・精算額買取請求をする場合の最終転貸借受団体から借受者に対する通知及び２の借受者に対する通知は、第４の１の２）の通知と同様、配達証明付き内容証明郵便によるものとする。

第９　その他

この要領の実施に関し必要な事項については、機構の理事長が別に定める。

附　則

１　この要領は、平成１７年８月３０日から施行する。

２　平成１７年４月１日以降に加入した保証保険の取扱いについては、この要領により取り扱ったものとみなす。

３　この要領の制定に伴い、畜産環境整備機構リース事業保証保険制度実施要領（平成１１年７月２１日制定。以下「旧要領」という。）は廃止するものとする。

４　平成１７年３月３１日以前に加入した保証保険の取扱いについては、なお従前の例による。

附　則

１　この要領は、平成２１年３月３０日から施行する。

２　改正前の畜産環境整備機構リース事業保証保険制度実施要領（間接リース）の規定により締結した包括契約及び保険契約並びに保険契約の委任、保険料の支払い、保険金の支払請求その他の行為は、この要領に基づくものとみなす。

附　則

１　この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

別紙様式第１号（借受者→転貸借受団体・借受団体経由→機構）

年　　月　　日

財団法人畜産環境整備機構　理事長　殿

〒

借受者　住　所

氏　名　　㊞

# 畜産環境整備機構保証保険の加入申込みについて（委任状）

私は、下記の貸付施設等に係る畜産環境整備機構保証保険の加入に当たり、畜産環境整備機構保証保険要領（以下「要領」という。）の諸条項を了承の上、要領第３の２の２）の規定に基づき、貴機構に当該保険の加入申込みを委任します。

記

| 貸付施設等名称 | 貸付記号 | 貸付金額（税抜き） | 貸付開始日 | 貸付契約書番号（貸付契約締結日） | 最終転貸借受団体 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

別紙様式第２号－１（最終転貸借受団体→借受団体→機構（写し））

番　　号
年　　月　　日

借受団体の長　殿

〒
最終転貸借受団体　住　所
電　話
団体名
代表者氏名　　㊞

# 畜産環境整備機構保証保険に係る保険金請求権、保険金受領権等の委任並びに債権譲渡について

当（団体名）は、下記の借受者が加入した畜産環境整備機構保証保険契約に係る下記の貸付施設等について、債務の履行不能、履行遅延等の事態が生じた場合は、畜産環境整備機構保証保険要領（以下「要領」という。）の諸条項を了承の上、要領第３の９の４）の規定に基づき、貴（団体名）に当該保険契約における保険金請求権及び受領権並びに復代理人の選任に係る権利を委任します。

なお、下記契約に係る保険事故が生じた場合は、畜産環境整備機構が保険金を受領した後、下記の借受者に係る債権を要領第６の１の規定に基づき、受領保険金を限度として貴（団体名）に譲渡します。

記

| 貸付施設等名称 | 貸付記号 | 貸付金額（税抜き） | 貸付開始日 | 貸付契約書番号（貸付契約締結日） | 借　受　者（転貸借受団体） |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

別紙様式第２号－２（借受団体→機構）

番　　号
年　　月　　日

財団法人畜産環境整備機構　理事長　殿

〒
借受団体　住　所
電　話
団体名
代表者氏名　　㊞

# 畜産環境整備機構保証保険に係る保険金請求権、保険金受領権の委任並びに債権譲渡について

当（団体名）は、下記の借受者が加入した畜産環境整備機構保証保険契約に係る下記の貸付施設等について、債務の履行不能、履行遅延等の事態が生じた場合は、畜産環境整備機構保証保険要領（以下「要領」という。）の諸条項を了承の上、要領第３の９の４）及び貸付施設等貸付契約書第１０条の３の規定に基づき、貴機構に当該保険契約における保険金請求権及び受領権を委任します。

なお、下記契約に係る保険事故が生じた場合は、貴機構が保険金を受領した後、下記の借受者に係る債権を要領第６の１の規定に基づき、受領保険金を限度として貴機構に譲渡します。

記

| 貸付施設等名称 | 貸付記号 | 貸付金額（税抜き） | 貸付開始日 | 貸付契約書番号（貸付契約締結日） | 借　受　者 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

別紙様式第３号－１（最終転貸借受団体→転貸借受団体・借受団体経由→機構）

番　　号
年　　月　　日

財団法人畜産環境整備機構　理事長　殿

〒
最終転貸借受団体　　住　所
電　話
団体名
代表者氏名　　㊞

# 畜産環境整備機構保証保険に係る貸付料納入遅延報告書（2月遅延）

下記４の借受者が加入した畜産環境整備機構保証保険契約に係る下記１の貸付施設等の貸付料が当該貸付料の納入期限に納付されず、納付期限の翌日から起算して２月を経過しましたので、畜産環境整備機構保証保険要領第４の１の２）の規定に基づき報告します。

記

１　貸付施設等名称、貸付記号及び貸付金額（税抜き）

２　貸付契約締結日及び貸付契約書番号
　１）貸付契約締結日　　平成　　年　　月　　日
　２）貸付契約書番号　　第　　号

３　貸付開始日
　平成　　年　　月　　日

４　借受者

５　未納が発生した貸付料納入期限
　平成　　年　　月　　日

６　遅延の理由

添付書類
　４の借受者あての配達証明付き内容証明郵便の写し

別紙様式第３号－２（最終転貸借受団体→転貸借受団体・借受団体経由→機構）

番　　号
年　　月　　日

財団法人畜産環境整備機構　理事長　殿

〒
最終転貸借受団体　　住　所
電　話
団体名
代表者氏名　　㊞

# 畜産環境整備機構保証保険に係る貸付料納入遅延報告書（3月遅延）

下記４の借受者が加入した畜産環境整備機構保証保険契約に係る下記１の貸付施設等の貸付料が当該貸付料の納入期限に納付されず、納付期限の翌日から起算して３月を経過しましたので、畜産環境整備機構保証保険要領第４の１の３）の規定に基づき報告します。

記

１　貸付施設等名称、貸付記号及び貸付金額（税抜き）

２　貸付契約締結日及び貸付契約書番号
　１）貸付契約締結日　　平成　　年　　月　　日
　２）貸付契約書番号　　第　　号
３　貸付開始日
　平成　　年　　月　　日
４　借受者

５　未納が発生した貸付料納入期限
　平成　　年　　月　　日
６　納入遅延に対する対応
　１）後日納入予定、保険事故対応予定、その他（　　）
　２）１）の具体的内容

添付書類
　４の借受者との貸付契約書の写し

別紙様式第３号－３（最終転貸借受団体→転貸借受団体・借受団体経由→機構）

番　　号
年　　月　　日

財団法人畜産環境整備機構　理事長　殿

〒
最終転貸借受団体　　住　所
電　話
団体名
代表者氏名　　㊞

# 畜産環境整備機構保証保険に係る報告書

畜産環境整備機構保証保険契約に係る下記１の貸付施設等を貸付けました下記４の者について、下記７の事態が発生しましたので、畜産環境整備機構保証保険要領第４の２規定に基づき報告します。

記

１　貸付施設等名称、貸付記号及び貸付金額（税抜き）

２　貸付契約締結日及び貸付契約書番号
　１）貸付契約締結日　　平成　　年　　月　　日
　２）貸付契約書番号　　第　　号
３　貸付開始日
　平成　　年　　月　　日
４　借受者

５　次回の貸付料納入期限
　平成　　年　　月　　日
６　発生日
　平成　　年　　月　　日
７　事態の内容
　１）破　産、廃　業、債務不履行、その他（　　）
　２）１）に至った具体的原因

添付書類
　４の借受者との貸付契約書の写し